

防災補助金(環境省)

※地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



項目		環境省:防災補助金
執行団体		一般社団法人環境イノベーション情報機構
予算/事業期間		111億円(本予算)/単年度事業
補助上限	民間	上限なし(下限200万円)
	地方公共団体	
補助率	民間	2分の1
	地方公共団体 (財政力指数0.8未満)	4分の3(防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債活用で実質8分の7※令和2年度まで)
対象施設	民間	●下記の要件に該当する、庁舎、医療機関等、公民館、博物館、社会福祉施設等
	地方公共団体等	●下記の要件に該当する、医療、スーパー、事務所、学校等
対象施設(新築・既設)		地方公共団体は立替、統合などOK、民間は既設のみ
設置必須設備		太陽光発電等、蓄電池、災害時活用コンセント
補助対象設備 (太陽光発電システム等から電源を供給される部分の設備が対象)		 太陽光  蓄電池  自立運転機能付きGHP  空調設備  ボイラー  LED  ガス給湯  変圧器  EMS (エネルギーマネージメントシステム)
蓄電池		補助対象(設置必須)
補助対象等	民間 (全てを満たすこと)	① 地域防災計画において対象施設が既に位置づけられているか、協定を締結予定である ② 地域防災計画等において対象施設が位置づけられる予定である。 ③ 平時において導入施設で自家消費することが可能で、かつ災害時に自立的に稼働する機能を有する再生可能エネルギー設備等を導入すること。 ④ 昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物か、耐震改修整備を実施した建築物。 ⑤ 事業完了までに耐震改修整備が完了する建築物 ⑥ ハザードマップにおいて、土砂災害危険性地域に想定される地域でないこと。 ⑦ ハザードマップにおいて、浸水被害危険性地域に想定される場合は、浸水時にも設備を稼働させるための措置を講じること。 ⑧ 既存施設に補助対象設備を導入する事業であること(施設の新築及び建替は補助対象外) ⑨ CO2の削減を図る事業であること。 ⑩ 平時及び非常時に稼働する発電設備等から電力供給される災害時活用可能なコンセントを確保すること。
	地方公共団体等 (全てを満たすこと)	① 地域防災計画等において対象施設が既に位置づけられているか、位置づけられる予定である。 ② 平時において導入施設で自家消費することが可能で、かつ災害時に自立的に稼働する機能を有する再生可能エネルギー設備等を導入すること。 ③ 耐震性の有無で昭和56年6月1日以降の建築確認を得て建築された建築物 ④ 耐震改修整備を実施した建築物か事業完了までに耐震改修整備が完了する建築物 ⑤ 平時及び非常時に稼働する発電設備等から電力供給される災害時活用可能なコンセントを確保すること。 ⑥ ハザードマップにおいて、土砂災害危険性地域に想定される地域でないこと。 ⑦ ハザードマップにおいて、浸水被害危険性地域に想定される場合は、浸水時にも設備を稼働させるための措置を講じること。 ⑧ これまでの稼働実績と比較したCO2削減効果を算定し、補助対象設備を導入する施設ごとにCO2削減効果が見込まれること。
事業期間		単年度
申請代行		可能
30年度の採択状況		新規事業で、予算も多く、ほぼ採択される
スケジュール		
申請について		応募申請→交付申請→遂行報告→実績報告
応募申請期間		4月13日～5月20日、5月7日～31日、6月3日～28日、7月1日～31日、8月1日～30日
応募 採択		5月下旬～
交付申請		6月上旬
交付 決定		7月下旬～
入札及び契約		8月上旬～
遂行報告		8月中旬～
工事開始		8月下旬～
事業完了		1月31日まで(支払いまで)
実績報告		事業完了後30日以内か2月10日どちらか早い日
確定検査		3月中(必要に応じて)
補助金入金		3月中
実施状況報告		終了後3年間

※応募申請期間の赤字は令和2年度です。